第三者行為災害届

【作成上の条件等】

業務中又は通勤中において第三者の加害行為によって災害が発生したことにより, 労 災保険の給付を受けようとする場合

【記入上の注意等】

(交诵事故証明書交付申請書)

-----申請上の注意------

- 1. 交通事故証明書の交付申請は、交通事故の当事者その他証明書の交付を受けることについて正当な利益を有する方しかできません。
- 2. この申請書で証明書は何通でも申請できます。
- 3. 証明書1通につき,500円の手数料が必要です。なお,郵便振替の払込料金は、申請者の負担となります。
- 4. 証明書は、申請者の現住所又は希望する場所に郵送します。
- 5. 警察へ届出ていない交通事故の証明は発行できません。
 - ◎自動車安全運転センター東京都事務所の電話番号 府中(042) 365-3221

- 1. 「申請数 通」欄は、申請する証明書の必要通数を書いてください。
- 2. 「氏名」欄は、法人の申請は代表者名を書いてください。
- 3. 「当事者との続柄」欄は、申請者と交通事故の当事者との続柄を書いてください。 (例:本人、父、雇主等)
- 4. 「住所」欄は、○○方又は○○アパート○号室など詳しく書いてください。法人は所在地名と法人名を書いてください。
- 5. 「事故の種別」欄は、該当する事故を○で囲んでください。
- 6. 「発生場所」欄は、できるだけ詳しく書いてください。
- 7. 「通信欄」は、交通事故証明書を住所以外の場所に送付を希望するときなどに使用してください。 ※この払込用紙は、払込内容を明記した受領書を保管願うため、特に4連式で承認を受けたものです。 お払込みの際は必ず4票とも金額・住所氏名をご記入の上郵便局へお出し願います。